

ニュースレター

目次

- 独立行政法人制度見直しの閣議決定…………… 1
- 「福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等(指導的立場)研修会」の開催…………… 2
- 福祉セミナー2012「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて Part4」…………… 5
- 「行動援護スーパーバイザー研修」全国各地から58人が参加…………… 8
- 知的障害者の高齢化に向けた対策が必要な時代に Part2……………10
 - ・開設から3年目 生活介護事業「さんぼみち」の現在
 - ・認知症に罹患した知的障害者への支援を考える
 - ・第18回障害医療セミナー「高齢知的障害者における摂食・嚥下リハビリテーション」
 - ・第3回「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」経過報告
- 発達障害のある人たちへの取り組み……………15
- 活動報告 東日本大震災における「のぞみの園」の取り組み……………16
- 障害者支援施設への援助・助言について……………19

独立行政法人制度見直しの閣議決定

のぞみの園は「成果目標達成法人」

理事長 遠藤 浩

昨年九月、行政刷新会議に、独立行政法人の制度と組織の見直しについて検討する「独立行政法人に関する分科会」が設置されました。

同分科会では、現行制度が「様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人すべてを一律の制度にはめ込んでおき、独立行政法人に期待されていた国の政策を効果的に実施する機能が十分に発揮できない仕組みになっている」との問題意識の下に、現行制度と全法人の組織のあり方について抜本的に見直すという方向で鋭意議論が進められ、本年1月に報告書がとりまとめられました。

この報告書を踏まえて、同月二十日、「独立行政法人の制度と組織の見直しの基本方針」が閣議決定されました。基本方針では、①現行百二法人について、廃止(国移管・民間移管を含む)七法人、



正門

民営化等七法人、三十五法人を十二法人へ統廃合、これらの措置により合計三十七法人を減らして六十五法人に再編すること、②独立行政法人に替わる新たな法人制度について、その事務・事業の特性を踏まえ、国の関与のあり方の違いにより、「成果目標達成法人」と「行政執行法人」の二つを設けることなどが掲げられています。

また、「成果目標達成法人」については、それぞれの法人が行う事務・事業の特性に着目して一定の類型化を行っています。具体的には、「研究開発型」「文化振興型」「大学連携型」「金融業務型」「国際業務型」「人材育成型」「行政事業型」の七類型が示され、当該類型に即したガバナンスを構築することとされています。

す。これらの類型のいずれにも該当しない事務・事業を行う法人は「その他」として区分され、「新たな法人制度に共通するルールの整備」の項で示されているガバナンスを適用するとされています。

のぞみの園は、「成果目標達成法人」とされ、上記類型の中では「その他」に該当するものとして「新たな法人制度に共通するルール」が適用されることとなります。

現行制度のガバナンスから大きく変わる点は、これまで所管省庁(のぞみの園の場合は厚生労働省)に設置された独立行政法人評価委員会が行っていた毎年度及び中期目標期間の業務実績の評価を、主務大臣(のぞみの園の場合は厚生労働大臣)が評価することです。すなわち、新制度では、政策実施責任者たる主務大臣が法人の中期目標設定から評価までを一貫して実施することとし、さらに、中期目標期間の終了時における法人の存廃等の判断の仕組みを導入するとされています。

この閣議決定に至るまでに、「独立行政法人に関する分科会」において全法人を対象とするヒアリングが行われ

ました。

のぞみの園についても、昨年十月に二回にわたるヒアリングが行われました。その冒頭、厚生労働省障害保健福祉部長から、①のぞみの園は知的障害のある人たちを対象として総合福祉施設の運営、調査研究と人材養成という業務を一体的に実施しており、そのような法人は他に存在しないこと、また、かつて国として終生保護を約束して全国から受け入れた重い障害のある入所者の方々に対してその

約束を履行する必要があることなどから、法人の存続が必要なこと、②調査研究と人材養成については、障害者政策を推進するという観点から、例えば矯正施設を退所した知的障害者の支援など特に必要度の高いテーマをのぞみの園に要請していること、③法人制度の改正に際しては、のぞみの園が重い障害のある人たちのニーズに対応し、障害者施策の課題の解決に寄与していくための事業を円滑に推進できるようなものとしてほし

いこと、などの説明がありました。その後、分科会の委員及び事務局から様々な質問、意見が出されましたが、のぞみの園は、①重い障害のある入所者の方々の希望に応じて引き続き質の高い生活を保障していかねばならないこと、②厚生労働省からの要請も踏まえ障害者施策の課題の解決に寄与する事業を機動的、効果的に推進していく必要があることなどについて、懇切丁寧

に説明しました。これらの説明についてもご理解をいただき、今回の閣議決定の結論に至ったものと考えています。平成二十六年度からの新法人制度の実施に向けて改正法案が国会に提出されますが、制度改正が実現した場合は、これまで以上に厚生労働省の関係施策に即した事業の展開が求められます。

のぞみの園は、以上のような法人制度の改正も見据えつつ、これからの障害者施策の方向性、すなわち、共生社会の実現、障害種別を超えて本人のニーズにあった支援サービスの提供、地域移行の推進と地域での支援体制の確立などの方向性に沿って、既存の事業を充実し、また、新たな事業に取り組み、法人としての政策実施機能の強化を図っていかねばならないと考えています。



春の訪れを告げる蘭の花
ギンギアナム “花音”

「福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等（指導的立場）研修会」

開催

平成二十三年十二月七～九日に群馬県社会福祉総合センター（前橋市）で当法人が主催する「福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員（指導的立場）研修会」（以下「研修会」）を開催いたしました。

概要

この研修会は厚生労働省の「平成二十三年度社会福祉推進事業」の補助金を受け、平成二十二年度において当法人で開発した「研修プログラム」

及び「テキスト」（矯正施設を退所した知的障害者を福祉施設で受け入れ、地域移行・地域定着に向けた支援を行う際に指導的立場となる職員を対象とするもの）に基づき、施設職員等の支援技術の専門性を高めることを目的に行い

ました。研修会は、八部門の講義と演習という内容で行いました（表1「研修日程」）。また、今回の研修会の参加者を募集したところ、定員五十人に対して、約百二十人の応募があり、会場の関係か

ら最終的に七十人の参加者に絞らせていただきました。その他にも「関西圏なら参加したかった」との声が寄せられるなど、専門的な支援技術を高めるこの研修会を受講したいという要望は予想以上のものがありました。さらに受講者は、当初は福祉施設職員と考えていましたが、法務サイドからも互いの制度・状況を理解するためにも受講を認め



るべきとのご意見等がありましたので、受講者七十人には、矯正施設（刑務所・少年院）・保護観察所・更生保護施設の職員の方が十一人含まれております。

講義

講義については、一つの講義が六十分と言うことで、質疑の時間がなく、質問は「質問票で提出し、後で講師より回答を得て、会場に貼り出し、かつ印刷・配布する形式を取りました。このこと自体は好評でしたが、やはり講師と受講者の距離を縮めるためにも直接に質問ができた方がよいとの意見が多くありました。

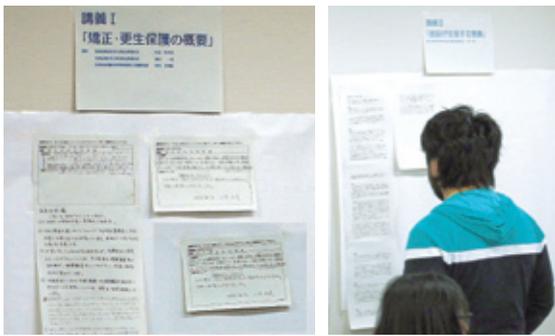


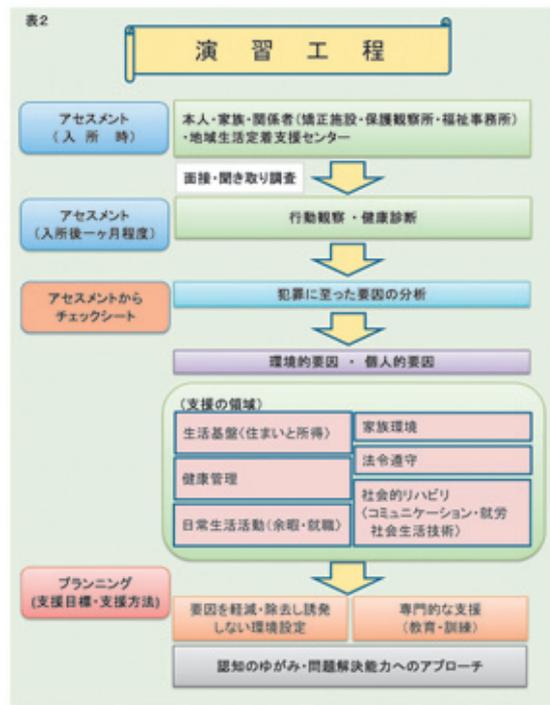
表1 研修日程

一日目	
13:00～13:10 13:15～13:30	オリエンテーション 開会式・主催者挨拶
13:30～14:30 (60分)	講義Ⅰ 「矯正・更生保護事業の概要」
14:40～15:40 (60分)	講義Ⅱ 「厚生労働省の取り組み」
15:50～16:50 (60分)	講義Ⅲ 「施設が支援する意義」
17:00～18:00 (60分)	講義Ⅳ 「知的障害がある場合の犯罪の特徴と傾向」

演習

演習では、事務局から提示した二つの事例について、個別支援計画を作成するという内容で、七グループ（十人構

成）で約六時間に亘り自由討議・発表を行いました。また、演習の特徴としては、障害者ケアマネジメントを基本としましたが、事例は、施設入所時と入所後一カ月後のアセスメントの結果から、本人



が犯罪にいたった要因を分析し、環境的要因と個人的要因を六つの支援の領域に分け、それぞれの支援目標と支援方法を考えるという方法で行いました(表2「演習工程」)。これは当法人が平成二十一年度に開発した「支援プログラム」に基づく方法です。犯罪に至った要因をできるだけ軽減・除去し、誘発しない環境設定を行うとともに、専門的支援(教育・訓練)を行い、認知のゆがみや問題解決能力へのアプローチを行うというものです。もちろん、地域生活の中で「いきづらさ」を体験しているだけに、とりあえずの安心して生活できる場の提供ということが前提となっています。

二日目	
9:00～10:00 (60分)	講義Ⅴ 「支援体制の構築Ⅰ」
10:10～11:20 (70分)	講義Ⅵ 「支援体制の構築Ⅱ」
11:30～12:30 (60分)	講義Ⅶ 「アセスメント」
13:30～15:00 (90分)	講義Ⅷ 「個別支援計画の作成」
15:15～15:35 (20分)	演習 「オリエンテーション」
15:35～18:00 (145分)	演習 「グループ討議」

三日目	
9:00～9:50 (50分)	演習 「グループ討議集約」
10:00～11:30 (90分)	演習 「発表・講評」
11:40～12:00	閉会式 修了証授与・閉会挨拶

アンケート

講義内容等について受講者にアンケートをしたところ、「わかっていったつもりでも基礎的な法務・福祉制度や福祉現場のあり方について、再認識することができた」「一回の研修会で様々な科目について研修できたのは有意義だった



演習の様子

た。」との意見が聞かれました。特に矯正施設で働いている社会福祉士の方からは「法務制度における自分の立ち位置や福祉現場への繋ぎの重要性について認識できた」との回答もありました。

その他アンケートでは、次のような回答がありました。

・一グループ十人ということで、十分な意見交換ができなかった。時間が足りなかった。

・法務関係者が同席したことでこれまででない視点での発言が聞かれて良かった。（福祉関係者からの意見）

・福祉関係者の「最後まで支援する」という姿勢を知った。（法務関係者からの意見）

・犯罪に至った要因から、支援目標を見いだすということの大切さを知った。

・アセスメント結果が入所時だけでなく、入所後一定期間が過ぎた後の様子も鑑みないと不十分な支援計画になってしまうことが考えられる。

また、研修会全体の満足度としては、「役立つ」が九三割、「やや役立つ」が七割でした。

● 今後の課題

今回の研修を企画した外部の有識者（法務省・厚生労働省・矯正施設を退所した知的障害者等の支援を先駆的に取り組んでいる事業者並びに学識経験者等）や当法人の研究チームの職員等で構成した研究検討委員会での検証では、今後は今回の研修科目に加えて「研修会そのものに対する意義と情勢」「厚生労働省が新たに打ち出した相談支援事業との連携」の科目の追加、「本人のクライシス（緊急時・危機的状況）への対応」についての議論や参加者が自分の事例を持ち込み、みんなで検討する方法や難易度をもっと上げていく方法などの必要性についての意見や講義・演習ともにスキルアップ研修会にするなどの意見が出ました。

そのほか、演習主体の研修はきわめて有効であることから、今後は関東と関西地区で分けて開催するなど一回の参加者を少なくし、演習のグループ人数を減らすことで、

所要時間の少なさを補うこととするほか、研修会自体のイメージがサービス管理者を対象とした研修と思われるため、今後、参加者を全国にどう広めていくことができるかが課題と思われるという意見も出ました。

さらに、この分野では近年様々な研修が行われているが、実際の支援技術、価値、手法などに着目した研修は貴重であるというご意見を踏まえて、今後は、各事例の課題についての解決方法の提案を

実践者の中から成功・失敗例等の具体的な支援方法や技術の提案ができるような内容とした研修会にしたいと考えております。

● おわりに

当法人としては、研修会を通してすでに矯正施設を退所した知的障害者を受け入れ支援している、または、これから支援をしていこうとする施設間の情報交流などのためのネットワーク化を目指して



（地域支援部長 小野 隆一）

の程よろしくお願い申し上げます。

『福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて』 発刊

- なぜ罪を犯した人を支援する必要があるのか
- どのような体制で支援をしていくのか
- 知的障害者の障害特性と犯罪に至る背景要因とは
- 地域移行へ向けた支援の計画作成と支援技術とは



価格1,000円
(消費税・送料込)

当テキストは、このような疑問に答え、矯正施設を退所した福祉の支援を必要とする知的障害者等の支援の方法を提案し、それにより支援の質の向上を目指すことを目的として、われわれの実践を基に作成しました。

このテキストが、実際に支援に携わっている方々、またこれから矯正施設を退所した人の支援を行おうとしている方々のお力になることを願っています。

目次

- 第1部 事業の意義
 - I. 事業の意義
 - II. 支援体制の構築
- 第2部 犯罪との関わり
 - I. 知的障害者の特性
 - II. 犯罪に至る要因
- 第3部 地域生活を目指した個別支援計画の作成と具体的支援技術
 - I. 個別支援計画の立案
 - II. 具体的支援技術
- 第4部 これだけは知っておきたい制度
 - I. 刑事司法手続き
 - II. 更生保護の制度
 - III. 刑事政策と福祉の連携による矯正施設を退所した知的障害者への支援

お問い合わせ／お申し込み 研究部研究課研究係
TEL.027-320-1445 FAX.027-320-1391

福祉サービスを必要とする罪を犯した 知的障害者等の地域生活支援に向けて

Part 4

福祉セミナー2012



平成二十四年二月九（十日）に高崎シティギャラリー・コアホールにおいて、国立のぞみの園福祉セミナー2012が開催されました。

●一日目の概要

一日目は、当法人の遠藤理事長の主催者挨拶の後、浜井浩一氏（龍谷大学大学院法務研究科教授）の講演から始まりました。

●講演「福祉に期待されるもの」

講演の内容と流れは、大別すると日本の犯罪の現状、矯正保護と福祉がどう連携していくのか、社会がどこに向かっていけばよいのか、でした。

まず、浜井浩一氏の著作『二円で刑務所、五億で執行猶予』



（二〇〇九年、光文社新書）の中でも繰り返し強調されているように、現在、日本では犯罪が非常に増加しているように捉えられがちである。しかし、実は犯罪は一貫して減少の傾向にあることを、公的機関や研究機関が発表している統計資料を用い説明されました。ただ、一方で六十歳以上の高齢者の犯罪が増加傾向にあり、いわゆる先進諸国においては非常に稀有な傾向であることも説明されました。この背景にあるのは、少子高齢化、高齢者の孤立化、厳罰化、そして貧困ということでした。

このような状況を、改善していくための参考例として、ノルウェーとイタリアの取り組みが紹介されました。ノルウェーは①最低保障年金制度、②高齢者の住宅対策が徹

底、③逃げない福祉（福祉が受け入れられる）を整えることによって生活基盤を安定させ、犯罪に至らないようにする方式を、イタリアは、まず憲法に刑罰の目的として更生を目的とすることが明記されており、有罪判決直後に司法と福祉が連携しながらできるだけ施設収容を避ける方式を採用することによって、高齢者の犯罪率や収容率が低くなっていると説明されました。今後、日本が目指しやすモデルとしてはイタリアのモデル、つまり判決後に司法と福祉が連携しながら、触法者を支援していく体制を構築していくことが必要ではないかという考えを示されました。ただすでに日本でも司法と福祉の連携を目指して動き始めているものの、現段階までの評価は必ずしも目に見えた効果が現れているわけではなく、この原因の一つは、司法と福祉の文化が違うことで今ひとつ連携がうまく図れていないため、両者の相互理解が促進されることが必要であるということでした。

正施設に社会福祉士等専門職が配置された意義は大きく評価できるとしていました。したがって、今後も司法と福祉がより密な連携することにより、一人一人の生活課題に働きかけ、結果的に犯罪や再犯を防いでいくことを期待する趣旨の内容が話されました。最後は、「人は一人でも反省することはできるけれど、一人で更生することはできない」と、矯正施設退所者に対して専門職をはじめとした多くの人が関わることの重要性を示す言葉で締めくくられました。

●実践報告「矯正・更生保護分野からみた福祉との連携」
次の実践報告では、「矯正・更生保護分野からみた福祉との連携」との題目で行われました。コーディネーターは脇中洋氏（大谷大学教授）、報告者は四人、宮城刑務所の吉田香里精神保健福祉士、神奈川県医療少年院から南田修法務教官、前橋保護観察所から岡田和也統括保護観察官、そして当法人の地域支援部社会生活支援課小林隆裕課長補佐でした。

吉田氏は、刑務所に配置さ



れる福祉専門職という立場の方です。これまで刑務所に司法専門職以外が配置されることは、一部の例外を除けばなかったことから、司法と福祉の文化の違いに戸惑い、理解するまでに時間がかかったとのことでした。ただ今となつてはお互いの考え方を理解でき、配置される意味や目的の共有が図れており、連携することができていくことが報告されました。

南田氏からは、矯正教育から福祉に繋いでいく必要性、重要性を感じており、医療少年院では必要があると認められる少年やその家族に対して、福祉サービスの活用をするように助言しながら支援をしていること、またその具体的な方法について報告されました。また少年院と福祉との連携をするにあたり、少



年院側に必要なこととして三点、①福祉施設の都合優先で動く、②密な記録を残し、マインス情報を包み隠さず伝える、③退院したら支援が終わるのではなく退院後のフォローをしていく、ということがあげられました。

岡田氏からは、保護観察所は元来福祉に関連する知識を持った職員は非常に少なかったが、最近は福祉関係者から採用をしており、現に知的障害者施設から採用された保護観察官がいること、また社会復帰調整官は、精神保健福祉士等の有資格者であるといった現状が語られました。それにより、これまで更生保護施設その後の行先が、四七割の人が半数近くいた状況であったが、その後の行き先を調整するようシステムとなり、状況が改善されつつあることが報告されました。

すぎないこと、③幻想を抱きすぎないこと、④本人に付き合う覚悟を持つこと、⑤途切れない支援を提供すること、⑥一人で抱え込まないこと、⑦支援者が自己研鑽を図ること、をあげられました。

以上、それぞれの立場から、罪を犯した人の支援について、また司法と福祉の連携についての報告がありました。これからの報告から、司法と福祉が連携し、矯正施設の退所者を支援する取り組みは始まったばかりであり、まだ探索的に行われていること、しかし少しずつではあるが着実に連携体制が確立されてきていることが確認できました。今後、実践と研究の両輪により、さらに司法と福祉の連携が体系化されていくことが期待されます。今回は、その可能性を十分に見いだすことができる



(研究部研究課研究係長

木下 大生

●二日目の概要

二日目は、「地域生活の支

援体制づくり」をテーマに、原田和明氏(南海福祉専門学校社会福祉士養成通信課程科長)より、「地域生活の支援体制づくり」についての講演があり、次の実践報告では「地域で支えるための仕組みづくり」をテーマに、大阪府砂川厚生福祉センターの香西豊主査、栃木県地域生活定着支援センターの高嶋秀行主任相談員、当法人からは、私、新井邦彦(地域支援部社会生活支援係長)の三人が報告者として、コーディネーターは、当法人の小野隆一地域支援部長が務め、地域で支える支援についてさまざまな角度から貴重なご意見を頂きました。

●講演「地域生活の支援体制づくり」

講演は、罪を犯した知的障害者の支援については、個別化しニーズを把握することが大事であるが、そのニーズの解決を図る点では、基本的な手法は一般的な支援と変わりがなく、犯罪行為を社会生活における障害、または、生活ニーズとしてとらえ、その解決を図ることが重要であること。犯罪行為を社会関係障害と捉えることで、犯罪行為を



する事を大きな意味での生活障害と捉えることができ、犯罪行為をしてしまう要因となるニーズとしては、貧困や虐待等があげられ、これらの要因を解決することで、再犯が防止され自立を図ることができること。また、要因を解決するために、あらゆる支援を行うが、その場合、一番大切なことは、本人の自己決定がされないこと、支援を受けることに消極的になり、うまく支援が繋がらない要因となること。さらに、自らすすんで支援を受けることが、再犯の防止につながり、「犯罪行為をしない生活は快適であるので、その生活を選ぶ」という自己決定が重要となることの内容でした。

次に、地域生活の支援で大事なことは、CH、GHも地



域生活への通過点であり、本人が単独生活を望むのであれば、それに向けての支援が必要となり、支援チーム作りが重要となること。メンバーとしては、相談事業所や権利擁護に熱心な弁護士、行政、福祉事業所、その他必要な機関や職種の方々を巻き込んだ支援チーム作りが必要となること。また、罪を犯してしまふ要因として①生活困窮型、②欲求（快楽）追求型、③自閉症スペクトラム対応不全型、④非行（犯罪）グループ所属型、⑤その他として①④の複合ケース、双極性障害など、と大きく5類型に分け、その特徴と支援のポイントについて事例をあげて説明がありました。

支援を進めていく中での留意事項としては、犯罪類似行為への対応はきちんとし、本人への対応

のミスなのか、本人の責任による「犯罪」なのかを明確にしながら支援をする事も必要とのことでした。まとめとして、犯罪行為をする事を、地域で生活する上での生活支障（生活ニーズ）として捉えること、単独での生活ではなく、地域の相談支援センター等を利用した支援チームを作り支援を行うこと。そして、何かあれば緊急避難的に施設を使うことを想定することも必要であるとの内容でした。



●実践報告「地域で支えるための仕組みづくり」

実践報告では、各報告者より、事例を交えながら報告がなされました。香西氏からは、施設を利用してはいる間は、SST、ACT、SE、SVといった特別支援プログラムを実施しながら地域生活に向けた支援を行っていること、地域生活をスタートした後にも、定期的な訪問を行うとともに、プログラムの継続支援を

行っていくこと。もし、つまずきそうな際は、問題行動を起こしてしまふ前に生活の立て直しのために短期入所などを利用しながら支援を行っているとの報告がされました。高嶋氏からは、地域での支援チーム作りとキーパーソンの存在について、地域生活をしていっている中で、利用者のちよつとした変化を見逃さず、生活がつまづく前に支援を行っているのかをエピソードを交えながら報告がありました。私からは、当法人で受け入れた、受け入れ間もない平成二十一年と、平成二十三年の二人の事例をあげ、地域移行をしていく中での支援チーム作りについて、施設を利用する以前より、関係機関と連絡を取りながら、地域生活に向けた支援チーム作りが必要ではないかとの報告を行いました。最後に、当法人の篠原理事の閉会挨拶で二日間の日程を終了しました。

このテーマでのセミナーの開催は四回目ですが、今回も法務・福祉の関係者など約二百八十人の参加があり、関心の高い内容であることを改めて認識した次第です。当法人においても引き続きこの事業に取り組んでまいりますので、関係省庁及び各方面の方々のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、今回ご講演や実践報告をお願いした皆さまにはご多忙のところ快く引き受けて頂き、こ

矯正施設を退所した知的障害者が、地域で自立した生活を送るために…

罪を犯した知的障害者の地域生活への定着に向けた、受け入れマニュアル、支援プログラム、事例集等を、多くの表やイラストを使用して全頁カラーで分かりやすく紹介しています。施設、事業所別に5種類あります。書店販売をしていませんので、お申し込みください。

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書（全5編）

別冊① 障害者施設編 (128頁)

別冊② 商業施設編 (118頁)

別冊③ グループホーム・ケアホーム編 (122頁)

別冊④ 地域生活支援センター編 (114頁)

別冊⑤ 更生保護施設編 (100頁)

各編共通の目次

<ul style="list-style-type: none"> はじめに I 受け入れマニュアル II 支援プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> III 事例集 IV 資料 V 研究検討委員会委員名簿 VI 参考文献
---	--

5冊1セット 8,000円 (消費税、送料、ケース代含む)

- ◆A4判 並製本 函入り
- ◆各編 全頁カラー印刷 平均120頁
- ◆単体価格 2,000円 (消費税、送料含む) ケース別

の場をお借りして深く感謝申し上げます。

(地域支援部社会生活支援課 会生活支援係長 新井 邦彦)



行動援護スーパーバイザー研修

全国各地から58人が参加



一月十六日(月)から十八日(水)の三日間に亘り「行動障害がある人の在宅生活を支える」をテーマに、行動援護スーパーバイザー研修を開催しました。今回、初めての開催となった本研修には、北は北海道、南は沖縄県まで、定員五十人に対し百三人のお申し込みをいただきました。会場の都合上、定員を大幅に上回る受け入れができず、地域・経験年数・男女のバランスを考え、六十人の選考を行っての受け入れとなりました(諸事情により二人のキャンセルがあったため、受講者は五十八人となりました)。選考から漏れてしまった方にはお詫び申し上げます。

「私たちがつくりあげようとしているもの」

それは、事業者同士が「一緒に考える」「つながる」研修です。受講者、スタッフが悩みを共有し、試行錯誤と工夫を重ねる事で気づきのきっかけとなり、参加している全ての人の積極性が引き出される。そんな研修が開催できればいいなと願いつつ実施しました。

一緒に考える

研修プログラムの詳細は、前号(第三十一号)三頁に紹介した通りですが、研修の方法としては、講師が知識や技術、正解を教える研修ではなく、お題に対してチームで検

討する、実践で培ったノウハウをいかしながらディスカッションをする形式で進めました。

また、親御さんの想いに触れる時間もつくりました。野澤さんからの言葉。「(本人が)他人を傷つけるとその傷をみることに余計に本人が傷つく。だからこちらが傷つかないようにすることが相手(本人)を守ることになる。」「いろんな人が地域に生きる。それが世間ではないのか。それを伝えていくための変換装置が必要で、それがみなさん(行動援護等事業者)ではないかと思う」。スタッフも受講者も共に福祉に携わる者として、改めて多くのことを考えさせられる時間となりました。

つながる

研修一日目の午前に「事業所紹介」の時間を設けました。これは、同じグループのメンバーに事業所のパンフレットを配布・紹介しながらのアイスブレイクです。そして夜には、少し狭めの会場で立食形式の懇親会を開催しました。

二日目の夕方には、「テーマ別意見交換会」を実施し、事業所が抱える悩みを他の事業所ではどのように対応しているのか、解決策はあるのか、ノウハウの提供や話し合う機会を設けました。なお、テーマ別意見交換会を実施するにあたっては、受講者の方に、事前に質問シートの提出をお願いしました。質問シートは、大きく四つの枠組みで聞いています。

- ① アセスメント・個別支援計画に関する事
- ② 障害特性に関する事
- ③ ヘルパーマッチング、人材育成、OJTに関する事
- ④ ネットワークづくり、事業所運営に関する事

ここで、少しだけ事業所の方々の悩みをご紹介します。



行動援護サービス提供責任者等が抱えている悩み

- ① アセスメント・個別支援計画に関すること
 - ・定期的な利用がなく利用時間も少ない方には、どのようにして個別支援計画を立てればよいのでしょうか？
 - ・天候や諸事情により支援内容を当日決定ないし変更する場合、細かい計画が立てられません。
 - ・支援当日の天候や様々な条件でプログラム変更が難しい人への対応としてどのような工夫をしていますか？
- ② 障害特性に関すること
 - ・利用者の状況により開始した支援計画を中止せざるをえないことがあります。そんな時はどうすればよいのでしょうか？
 - ・生命の危機や周囲からの大きな苦情で活動がままならないケースがあります。
 - ・ご家族は外出を強く望んでいるが、現実的には難しい方の場合の調整をどのようにしたらよいのでしょうか？
- ③ ヘルパーマッチング、人材育成、OJTに関すること
 - ・どうしても支援力のあるスタッフに業務(支援)が偏ってしまいます。
 - ・ヘルパーの現場の場数が慣れへと転じてしまいます。よりよい実践に向けて理論・知識をどのように学んでもらったらよいのでしょうか？
 - ・家族から特定ヘルパーの指名があります。
- ④ ネットワークづくり、事業所運営に関すること
 - ・事業所の地域がバラバラで、会議を開催する機会がないのですが。
 - ・相談支援の必要性を訴えてもなかなかケース会議が開催できない場合があるのですが。
 - ・ケース会議に家族の参加が難しい場合の対応は？

「受講者の評価 四点満点中三・五点」

このような研修が果たして受講者の方にとって有意義な時間となったのかどうか、研修最終日にアンケートを実施しました。アンケートは、大変満足した〓四点、やや満足した〓三点、やや不満であっ

た〓二点、大変不満であった〓一点で算出しました。その結果、三・五点と概ね満足していたことができました。ただ課題も見つかっています。具体的には、いろんな方とつながりたいため、グループメンバーは三日間同じでない方がよかったです。近い地域の人と交流する場を設けて欲しかった。テーマ別意見交

換会は、もう少し少人数でやれるともっとよかったです、といった声が聞かれました。併せて、研修一カ月後の二月には、改めて研修の印象と、どんなことを学べた研修だったかを尋ねるアンケートを実施しました。研修の印象としては、「大切」「楽しい」「新しい」「また来たい」「仕事のモチベーションが上がった」

ということを感じた方が多かったようです。どんなことを学べた研修だったか、という点に関しては、「障害特性に関する気づき」「家族の気持ち」「OJTの方法」「自分の事業所の弱み」について学べたと感じている方が多かったようです。

自由記述の中に、「一番良かったのは、色々な地域の方と話ができて、同じ思いの方とも話ができ、同じ思いの方の事業所の支援の進め方、やり方、ヘルパーさんに実施している研修などを聞くことができ、視野が広がりました」という記載がありました。私たちがつくりあげようとしている「つながる」「一緒に考える」研修の有用性を感じた内容でした。

「受講者が求めているもの」

- ・行動障害の激しい方への成功事例を具体的に知りたい。
- ・教育の分野との合同研修になれば良いと思う。
- ・各施設のアセスメントシート、個別支援計画、報告書のフォーマットを知りたい。
- ・地方でも同じような研修を



やってももらいたい。等の要望が聞かれました。

行動援護スパーバイザー研修という名称ではないけれど、一部の地域ではすでに行動援護サービスを提供している従業者を対象としたフォローアップ研修(行動援護従業者養成研修とは異なる)を開催しているところもあるようです。そういった地域の方とも交流を図りつつ、今後、重度あるいは行動障害のある方の在宅生活を支えている事業者の方々の役に立つような研修を開催



研修を開催するよう努めて参りたいと思えます。

(研究部研究課研究係

村岡 美幸)

知的障害者の高齢化に向けた対策が必要な時代に

Part 2

知的障害者人所施設における高齢化に向けた対策を前号(ニュースレター第三十一号)では、大きく三つに分けて紹介しました。それは、①生活習慣病の予防と健康管理、②機能の低下に相応しい生活づくり、③介護と医療的な支えです。

今号の「開設から三年目 生活介護事業『さんぼみち』の現在」と「認知症に罹患した知的障害者への支援を考えた」は、②機能の低下に相応しい生活づくりに関する実践報告です。のぞみの園では、高齢であっても地域生活を希望する人の夢を叶えるべく、ケアホームを三方所運営しています。同時に、地域の中で、体力や認知能力の低下を加味し、生きがいを重視し、さらに可能な限り本人の選択を尊重した日中活動の場を提供しています。もう一つは、認知症に罹患した人が、それ以前にどのような生活状況や支援経過を辿ってきたか、長期間の実践記録を整理した研究の紹介です。認知症のリスクを配慮しながら、高齢知的障害者の支援がいかにあるべきかを考察しました。ごく当たり前のこともかもしれません、もっとも元気な頃の情報を

しっかりと把握できてこそ、しっかりとした認知症の支援ができるのです。知的障害者が高齢になったからといって、すぐに重介護や医療的な支援が必要となるわけではないです。障害のない人と同じく、③介護と医療的な支えが必要な時期は、人生のごく一時期に過ぎません。しかし、この時期には、従来の知的障害者支援とは異なる、知識や支援技術が必要になります。「高齢知的障害者における摂食・嚥下リハビリテーション」は、のぞみの園が近隣の関係機関等にも声をかけ、毎年開催している研修会の報告です。

外部の有識者委員を交えた、高齢知的障害者支援の在り方検討委員会もまとめの段階に近づいてきました。「第三回高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」では、前記でまとめた三点以外に、ター

ミナルケアや看取りの在り方まで、非常に広範囲な話題を議論しており、今後ののぞみの園の支援の方向性のひとつが明確になりつつあります。あわせて、今年度より新たな

開設から3年目

生活介護事業「さんぼみち」の現在

平成21年5月に、地域で生活する重度高齢知的障害者の生きがいづくりをお手伝いする場として開設した生活介護事業「さんぼみち」が、今年で3年目を迎えています(事業概要は第20号参照)。ここで最近の「さんぼみち」の活動を紹介します。

1、利用者及び運営状況(平成23年10月現在)

登録者数	78人(1日平均利用人数17.6人) ※ケアホームの入居者・本体施設の入居者及び自宅の方が利用
利用者年齢	最高齢76歳・平均62歳・最年少42歳
送迎の有無	送迎有り
利用方法	利用者は希望するメニュー・活動日を選択し、毎月20日過ぎに翌月のメニューを見て申し込む
契約講師数	21人
開所日時	月～金曜日 9:30～15:30
職員配置	常勤1人・非常勤4人

2、活動メニューとその趣旨

音楽系	メニュー	音楽活動*、うたごえ広場*、民謡語り*
	趣旨	音楽は心と身体を健康な状況に導いたり、皆で楽器を鳴らすことに楽しみを感じたりすることで安らぐ効果があるといわれている。
軽運動系	メニュー	リズム運動*、ボディケアエクササイズ*、ヨガストレッチ*、ウォーキング、アンダーゴルフ*
	趣旨	運動機能の低下予防対策 楽しみながらの肥満対策
創作活動系	メニュー	生け花*、おりがみ*、アート教室*、園芸*、押し花、絵手紙*、おやつ作り、ブーメラン*、アート*、書道*
	趣旨	作品を仕上げ場面から賞賛されることを通じ、満足感を得る。参加者と一緒に活動するメニューと自分のペースでできるメニューの両方を用意し、さまざまな楽しみ方ができるようにする。
その他	メニュー	歯磨き指導*、メイク教室*
	趣旨	口の健康維持、おしゃれすることの楽しみを知る。

*講師提供メニュー

(11頁へつづく)

(研究部長 志賀 利二)



に、調査研究として、在宅生活や介護保険施設等で生活している高齢知的障害者の現状の把握ならびに必要な支援の在り方について、研究を行っています。

3、三つの利用スタイルと三人の変化

■Aさん
「六十歳 障害程度区分5」
月々金曜日は毎日「さんぼみち」へ、週末は移動支援を利用しお出かけです。

通所当初、「メイク教室」では自分の顔に触れられてメイクされるのを嫌がっていましたが、講師やスタッフがゆっくり時間をかけ丁寧に続けた結果、最近ではメイクをしてもらうと嬉しそうな表情



田中資料センター(研究部の事務室があります)

情をするようになりました。
さんぼみちが目指している「毎日来て飽きないメニュー」。そんな活動を今後も提供していきたいと思えます。

■Bさん 「六十歳 障害程度区分5」

平日は「さんぼみち」と入所施設の生活介護を利用し、週末はヘルパーと一緒に外出や買い物を楽しんでいます。

平日の日にどちらの活動へ参加するかは、本人が選びます。視覚障害があるものの言葉が理解できるので、職員が、双方で提供される予定のメニューを伝えながら選んでもらっています。

自分の体力を考えながら、ゆったり過ごす日と、外に出て仲間と交流を持って過ごすアクティブな日の両方をうまく組み合わせることで、これまで以上に生活を楽しんでいる様子が見受けられます。

■Cさん 「七十歳 障害程度区分5 要介護度2」

月・水・金・土曜日は介護保険サービスの通所介護事業所に通所し、火・木曜日は「さんぼみち」を利用しています。介護保険サービス事業所のス

タッフや環境を気に入っているため利用日数が多くなっています。旧友との触れ合いも捨てがたいようです。いずれにせよゆったりとした環境が本人に合っているようで、一人で過ごすことの多かった日中活動から、仲間と触れ合う機会のある日中活動となり、楽しんでる様子を以前より多く見かけられるようになりました。

4、事業を展開する上で大切にしていること

■講師の方の理解と調整

メニューの講師は、その道の経験者をお願いしています。初めて知的障害者と接するという方がほとんどですが、最初は戸惑いもあったようですが、回を重ねるごとに工夫をしてくださり、今では参加者が楽しめるようなスタイルでの活動を提供してくれています。講師の皆さまあつての「さんぼみち」と、日々感謝しております。

活動メニューは、利用者のニーズを調査し、反映する形で開催回数の増減を調整しています。

■インフォーマルな社会資源を活用

「さんぼみち」では、公民館で行われている地域での高齢者向けのコーラス活動・パズン作り教室への参加や、地域の作品展示会やイベントなどに創作した作品を定期的に出展するなどして、地域で生活する高齢知的障害者が、地域の方と触れ合えるような機会をつくることも大切にしています。

認知症に罹患した知的障害者への支援を考える

平均年齢六十歳を超える当法人では、認知症に罹患する

利用者が年々増えてきています。このような背景のなかで、

	20~30代	40代	50代	60代	70代
Aさん	身辺自立 疾病なし		日中ぼんやりとしている 何度か所在不明となる ※1：前頭葉側頭葉が萎縮	身辺一部介助 車椅子を利用 【診断】 前頭葉型認知症	
Bさん	身辺一部介助 話ができる	現状に合わない行動がみられる 言ったことをすぐ忘れてしまう 行動上の変化から認知症が疑われる		活動低下 話が通らなくなる 道に迷う様になる 【診断】 脳血管性認知症	身辺多くの場面 で要介助 転倒が多い
Cさん	身辺ほぼ自立 食事が早い 自転車に乗る	身辺ほぼ自立 食事のスピードが遅くなる 横になることが多くなる	食事遅くなる 動作が止まる 【診断】 認知症初期		
Dさん	身辺自立 作業意欲減少 身辺一部介助 何もしないで過ごす ことが増える 甲状腺亢進症		作業活動の参加回数が著しく減少 通い回数減らない おむつ使用 【診断】 757047の疑い		
Eさん	身辺一部介助		激しく興奮することあり 大声を出しながら室内を歩き回る 異食 無気力・無関心な状態	身辺軽微介助 車椅子を利用 【診断】 757047-型認知症	

「認知症に罹患した五人の知

平成二十二年
より認知症に罹患した知的障害者への支援のあり方について、生活支援員を中心に検討を行い、平成二十三年度からは「認知症ケア研究班」として継続的に検討を続けています。

開設して三年目の今想うことは、地域の中に、高齢になり作業的活動が難しい知的障害者の方が、参加を楽しみにする「さんぼみち」のような事業所がいくつかあればいいな...ということです。利用者が参加したいと思う活動メニューの内容で事業所を選べ

5、今、想うこと

るようになる。そうすれば、いくつになっても機能が低下しても、生きがいのある人生を送りつづけることができているのではないだろうか。



（地域支援部地域支援課地域生活支援係長 塚越 真二）

「認知症に罹患した（疑いのある）知的障害者を支援する上で...」

「認知症に罹患した（疑いのある）知的障害者を支援する上で...」

「認知症に罹患した（疑いのある）知的障害者を支援する上で...」

「認知症に罹患した（疑いのある）知的障害者を支援する上で...」



は難しいものです。今回、取り上げた五人の方もそうなのですが、もともとの認知機能に障害があるため、明らかに変化がみられるころには、認知症は中期の段階になっていることが少なくありません。そこで重要になるのが定期検診です。実際に、定期的な検診やMRI撮影により、認知症の初期、ないし疑いをみとめられたケースがありました。

■環境の変化に配慮する

認知症の方と関わる上で環境を極力変えないことが重要とされています。しかし、罹患後、全く変えずに生活をすることは非常に難しいことです。施設であれば、職員の異動、居室の変更等やむを得ない状況もあります。職員を配置換するのであればその数は最小限に、居室を変更するのであれば家具の場所、雰囲気は変えずに、といったような配慮をすることが重要となります。実際に、建物を移動する際、以前入居していた部屋と同じ場所の部屋、雰囲気にしたことで、以前と変わらない生活を送られている方がいます。

■症状と変化は人それぞれ

認知症に罹患した方の中には、落ち着かない、眠れない、服が着れなくなる、歩行が不安定になるといった行動の変化がみられる人もいました。大きな変化がみられませんが、大きな変化がみられない方もおられました。当然のことではありますが、症状と進行のスピードは人それぞれです。だからこそ予測が難しく、先を見通した支援をすることの難しさがあります。実際に、Aさんは五十代前半で脳の萎縮は確認されていましたが、歩行が困難になるほどの急激な変化が表れたのは六十代になってからでした。

■認知機能の低下に配慮する

Aさんは、「座る」ことを怖がり、入浴時に中腰のままお尻を椅子に降ろせなくなり大きな声を出して興奮することがありました。そこで、介護浴槽での入浴を試行したところ、不安や恐怖感が解消されたのか現在では大きな声を出すことなく心地よい表情で入浴を楽しまれています。Bさんは、道に迷うようになり、一人では寮に戻れなくなりました。近くにいるときは見守りつつ、遠くへ歩いて行くと

きは支援員と一緒に出掛ける等、本人の行動を制止しない方法で支援するよう努めています。

「私たち支援員の課題」

二年間に亘り、認知症に罹患した七人の知的障害者の生活の変化を整理してきました。その中でも難しさを感じたのは、行動の変化が認知症によるものなのか、知的障害の行動特性によるものなのか、その見極めでした。一般的に、認知症かどうかの判断基準としては長谷川式等の簡易評価スケールが用いられますが、重度の知的障害を持つ人たちへの活用には困難さを伴います。だからこそ、知的

障害者の生活を身近で支える私たちが、行動の変化に気づかなければなりません。加齢に伴う行動の変化は誰にでも起こり得ます。しかし本当に「加齢」だけが原因なのでしょうか？『自分の意思や身体の不調を伝えたいけど上手く伝えられない』、そういった焦りや喪失感といった負の感情が、行動の変化に表れることもあります。そのためには、どのような些細なことでも生活記録として残すこと、その人の人となりを引きと理解しておくこと、認知症に対して正しい知識を持つことが、支援員の資質として求められます。今後は、これまで提供してきた具体的な支援方法を

第18回障害医療セミナー

「高齢知的障害者における摂食・嚥下リハビリテーション」

今年度は、昨年に続き昭和大学歯学部口腔衛生学教室准教授の弘中祥司先生をお招きし「高齢知的障害者における摂食・嚥下リハビリテーション」について御講演を頂きました。昨年は重度知的障害者によく見られる症状や診断方

法などについて教えて頂き、今回は高齢知的障害者における摂食・嚥下の問題点や、相互実習による介助の仕方について学ぶことが出来ました。以下、御講演の概要を報告します。

振り返りつつ、支援のポイントを整理していきます。支援は、個別支援が基本とはなりませんが、支援員全員がそのポイントを抑えることで足並みの揃った支援ができればと考えています。



（生活支援部特別支援課もくれん寮生活支援員 登坂 庸平）

摂食・嚥下障害の原因疾患として解剖学的な構造異常や中枢神経・末梢神経・筋障害、咽頭・食道機能障害、摂食拒否、口腔乾燥症などがあり、加齢と共に嚥下（飲み込む）反射の遅延や喉頭反射の遅延、咳反射の低下や飲み合わせの問題も出てきます。人によって違いはありますが一般男性では喉仏が下がりが四十歳頃からは飲み込みが悪くなり、女性では飲み込む機能よりも



唾液量減少により口腔が乾燥しやすく、嚥下障害になります。

知的障害者や発達障害の人は、成長の段階で嚙むことを学習していない人が多く、嚙む理由が理解出来ないまま丸飲みしたり、子供の頃からの習慣でどんな大きい物も口に入ると思い込み、詰め込み食べなどをします。介助者は障害者の口腔内感覚が私達と違うことを理解することが重要です。また口腔ケアも拒否があり、自立してしっかり磨くことが難しいため、高齢になるほど歯の本数が減り、咬み合わせが出来なくなります。さらに言葉が話さない人は、



舌が動かず、顎も小さくなつてしまうなどの原因で、嚥下障害が起こるリスクが一般人よりも高くなり、また摂食姿勢や食形態、食具や介助法など不適切な食環境により、さらに悪化するのです。このような理由から早期発見が大切であり、適切な対応や訓練をすることが重要であることを強調されました。

誤嚥性肺炎の原因については、口腔や咽頭(喉)に細菌が多いことや、胃・食道の逆流、咀嚼や嚥下機能の減退、体力低下などが多くあげられます。予防法としては、口腔ケアをしっかり行うこと、便秘をさせないこと(便秘は逆流するため、それを吸い込み肺に入り熱がでる)、ゼラチンゼリーを摂取し、歯磨きでは届かない喉を綺麗にすることが大切です。また日常生活の中で咳が出るか否かを見るのも重要な要素です。咳が出ることで間違つて飲んだ物を吐き出せる可能性があります。弱く、弱い咳の人や咳が出ない人は不顕性誤嚥や窒息の危険性が出てくるため注意が必要になります。

介助方法としては、敏感な口の先端に食べ物を置くよう



取させる必要があります。一口量が多いとむせる原因になります。口腔ケアの時などは口腔内を観察することも大切です。頬や舌の上などに食べ物が残っているのは、そこが使えていない証拠なので、舌を少し押ししたり、頬を広げることがハリハビリになります。

今回の講演で行われたように、実際に自ら体験することで、介助の大切さを感じ、介助の仕方、摂食・嚥下の状態が変わることを学びました。

弘中先生が御講演の最後

第3回 「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」経過報告

先の「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」(以下「合理化委員会」という)の報告書における提言内容(「国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、独立行政法人直営によるサービス提供形態にとどまらず、特別養護老人ホームや社会福祉施設等を有する法人の運営手法を広く活用していくべきで

ある。なお、その際は、入所者及び家族の意向に十分に配慮すべきである」を受け、のぞみの園が設置した「高齢知的障害



(診療所歯科衛生士 吉江 麻里)

に、「便」は体からの『お便り』で、ちゃんと出ているか確認し、三日間出なければ嘔吐や逆流があるので注意することが大切と強調されています。摂食・嚥下は食べることだけではなく、体全体からみることが大切であると言う先生の言葉を忘れず、今後の支援に活かしていきたいと思っております。



文化センター

者支援の在り方検討委員会」(以下「検討委員会」という)において、のぞみの園における高齢知的障害者支援についての点検・課題の整理をとおり、今後ののぞみの園の目指すべき方向について、議論を重ねてきました。

第一回目「検討委員会」では、のぞみの園の事業運営の概況や利用者の状況説明およびのぞみの園における高齢



第3回 高齢知的障害者支援の在り方検討委員会

者支援の取り組みについての説明を行い、地域移行の取り組みの在り方や高齢施設との支援の差異・生活の場作りについてなどの意見が出されました。

第二回目「検討委員会」では、高齢知的障害者支援に積極的に取り組んでいる二施設から運営状況や高齢者支援に関する工夫等のヒヤリングを行い、高齢知的障害者のニーズや生活の質について、また、知的障害者入所支援施設の役割についての議論が交わされました。

第三回目「検討委員会」は、昨年の十一月二十九日に開催され、「合理化委員会」の提言の中の「入所者および家族の意向に十分に配慮すべきである」との指摘を踏まえ、のぞみの園保護者会から代表者をお招きし、保護者の立場からの要望や意見をお伺いしました。

保護者の立場から、知的な障害をもつ兄弟がのぞみの園に入所するまでの経緯や入所後の加齢等によると思われる心身の状況等の変化についての説明とその際ののぞみの園の取り組みについての意見や要望が報告されました。報告



では、高齢知的障害者の支援については、①一人ひとりに必要とされている支援は個人によって違うと共に、一般の高齢者施設の支援とも大きく異なることを理解し、また、利用者の心身の状況等の変化に対しては、利用者の立場に立って細心の注意を払ってその対応をお願いしたい。②現在は、利用者一人ひとりの状態に応じた支援体制となり、

職員も研修等の積み重ねや認知症の研究等の成果による支援技術が向上してきていると感じている。③全国の施設に入所している高齢知的障害者のためにも、のぞみの園で行われている取り組みの情報を関係施設に対して発信して欲しい。④利用者のホームドクターとして機能している診療所の存在は非常に有難く、国立施設として、全国に先駆けて知的障害者医療の専門科として名乗りを挙げて欲しい。

⑤のぞみの園に入所している利用者たちの年月が無駄にならないよう、様々な記録や支援が生かされるのぞみの園になって欲しい。などの要望やご意見をいただきました。

のぞみの園の保護者会を代表して報告をいただいた後、のぞみの園からの「のぞみの園における医療と福祉等の連携」「のぞみの園の死亡退所者場所等一覧」「のぞみの園における認知症に対する支援と研究」についての説明を基に、質問およびご意見をいただき、高齢知的障害者の支援の在り方についての議論がなされました。

その中では、①死亡退所者についての死亡原因につい

て。②知的障害の高齢者と言う年齢の考えの一般の方との違いについて。③口腔ケアについて。といった質問も上げられました。

さらに、第二回目「検討委員会」においても検討された「看取り」という点については、のぞみの園での医療体制を含めた最期の場所について、①治療の最後に行き着いたところと考えるのか、家庭的な環境の中で看取っていくのか考える必要がある。②医療行為の力ではなく、現場の医療の力を高めていくことが必要ではないか。③往診体制等において現場と医療の連携が図られれば、入院だけに頼らなくても良いのではないか。などの各委員からのご意見についても議論が交わされました。

次回の開催においては、今までの「検討委員会」での議論を踏まえ厚生労働省へ提出する報告書



の取りまとめを行うこととしていきます。

(事業企画部事業企画・管理課課長補佐 白石 律子)

発達障害のある人たちへの取り組み

「のぞみの園」に着任してからの3年の歩み

筆者がのぞみの園へ着任してから三年余りが経ち、振り返ってみると、悩み苦しんでいることもたちとその家族を始め、学校教員、児童相談所や行政の職員、そして現場を支えてくれるスタッフや他所の職員の方々など、診療所で様々な出会いがありました。出会った人々に支えられながら、慌ただしいながらも充実した三年間を送れたことに感謝しております。

筆者は児童精神医療を専門とし、特に非行臨床を中心に取り組んでおりました。虐待関連問題、薬物乱用・依存、自傷行為などの様々な問題に取り組み中で、こどもたちにとって一体何が必要なのか、



「家族心理教育
「えすばわーる」

医療従事者として、そして一人の大人としてこどもたちに何ができるのかを自

問自答しながら、傷ついたこどもたちの心の叫びに向き合っていく受け止めようとしてきました。特に発達障害をもつこどもたちは、その特性上周囲に理解を求めることが難しく、誤解の多い生活を強いられることが多くあります。学校内外でのいじめを初めとするつらい経験が重なり、悲しみと悔しさで打ちひしがれている姿をみるにつけ、診療の度に心苦しくなることがしばしばあります。発達障害に対する周囲の理解を求めるため、着任後は精力的に講演活動を中心とする啓発に努めました。理解は少しずつ広まっているのでしようが、現実的にはまだまだ誤解を払しょくできておらず、本質的な理解には程遠い現状を突きつけられる毎日であります。

しかしながら、診察室の中でこどもたちやその親の話を聞きながら、「今ここで」何ができるかを考え、励まし、見守り、時に叱咤しながら支え続けていくと、明らかにこどもたちの姿が変わっていく様を感じ取れることが多々あります。荒れた思春期を何とか乗り越えた後に、まるで大海原の航海へと旅立つような壮観な姿は、こどもの臨床に携わる醍醐味の一つでもあります。散々悪態をつき荒れていた、しかしどこかで寂しげな姿をみせていたこどもたちが、ホッとした表情を見せるようになり、将来のことまで話し始めるようになると、私もいつの間にか笑顔になっているのを実感します。

「のぞみの園診療所」という場が、彼らにとって安心できる場所であったとしたら、それに勝る喜びはないという思いを筆者と臨床心理士で共有しながら、日々の診療業務に精を出す毎日です。診療の経過中様々な出来事があり、筆者を初めとするスタッフと一喜一憂しつつもあきらめず、粘り強く支え続けることがやはり大切で重要なことなのだと思っ次第です。さて、こどもたちを支える

にはその親を支えることが肝要である、ということについては異論がないものと思えます。発達障害をもつこどもの親は、こどもと同様またはそれ以上の苦悩を抱えて生活しています。周囲からの冷やかな視線、誤解と偏見の中で肩身の狭い思いをしながら、それでもこどものために何とかしようとしている姿を旁々と、診察室で皆涙を流され、苦しかった思いが一旦にあらわれてくるようです。そこで「家族をみんなで支えよう」というコンセプトで、着任後に臨床心理士とともに家族心理教育「えすばわーる」を立ち上げ、日々の悩みを互いに分かち合ったり、日頃の対処工夫といった「知恵」を共有したりなど、親が安心して語れる場と時間の提供を続けてきました。



(診療所長 有賀 道生)

おかげさまで立ち上げから二年半あまりが経ち、参加いただいている親御からは好評をいただいております。試行錯誤の運営の中、今ではのぞみの園診療所における、こども診療の一つの柱となるまでに成長できたと自負しております。

それでも発達障害を取り巻く状況は依然厳しいもので、様々な問題点が浮き彫りになった三年間ともいえるでしょう。今後は、包括的な支援モデルの形成構築を軸に、一人一人を尊重した診療の継続と更なる有意義な啓発活動、他職種に対する指導育成までを視野に入れ、邁進していく所存であります。

平成24年度開院
発達障害児を支援する
家族のための心理教育セッション
「えすばわーるESP18」のご案内

国立のぞみの園診療所
所長 有賀道生

国立のぞみの園診療所では、外来受診の際に、医師が個別に心理教育を行ったり、心理外来を通して、家族の皆様と共に考えながら問題の解決を図ってまいります。

※ 対象：発達障害児を支援するご家族、グループでの心理教育セッションを希望されているご家族です。

このセッションでは、5〜10名程度のグループを構成し、医師や臨床心理士のリーダーのもとで、家族の皆様が相互に意見を言い合ったり、問題の解決を促すための考え方やスキルを学びたいいただきます。

※ 今年度開院は、児童科（小学低・中・高学年）と思春科（中学校・高等学校）の子どもを対象として実施いたします。参加を希望される方は、事前にご連絡下さいようお願いいたします。

※ エスエフとエスエフはアフィリエイト提携のサービスです。

● 場所：国立のぞみの園診療所 臨床心理科
● 時間：① 児童科グループ：毎週火・木曜日10時から12時
② 思春科グループ：毎週水・金曜日10時から12時

内容	日	時間	対象
1 発達障害児の心理教育	4月13日	4月20日	児童科グループ
2 グループセッション	5月11日	5月18日	児童科グループ
3	6月1日	6月8日	思春科グループ
4	7月13日	7月20日	児童科グループ
5	9月7日	9月21日	思春科グループ

● 対象：グループ1：外来を利用されている児童科の子ども様、グループ2： 思春科

● 申込：外来受付の他に担当医から理学のスタッフにお申し出下さい。詳しくは下記にご連絡下さい。

お問い合わせ先
(株) 国立のぞみの園診療所
〒370-0865 群馬県高崎市早稲町21-20-2
Tel & Fax 0277-3201362
E-mail psy@nozomi.go.jp

東日本大震災における「のぞみの園」の取り組み

昨年（平成二十三年）三月十一日に発生した東日本大震災から一年が過ぎました。国も復旧・復興を迅速に進めるため平成二十四年二月に復興庁を発足するなど、復興体制の整備が行われ被災地においても少しずつ復興が始まってきたことと思います。この間、

のぞみの園においても、東日

本大震災の発生により被災された施設（社会福祉法人友愛会）の利用者や職員とその家族の皆さんを平成二十三年四月十五日に受け入れました。この受け入れは、東日本大震災から一年が過ぎた現在（三月三十一日時点）も継続して行っております。

また、被災した施設への職

員のボランティア派遣や支援物資の提供を行いました。その取り組み状況を、第三十号・第三十一号に引き続き報告させていただきます。

震災の発生以降、厚生労働

被災地等への支援活動「ボランティア派遣」

のぞみの園では、東日本大

省の要請により昨年の三月二十四日から十一月二十二日まで、被災施設への職員のボランティア派遣を行い、その取り組み等において、派遣職員が感じたことや学んだことなどを、前二号（第三十号・第三十一号）に引き続き報告させて頂きますが、今回（第三十二号）をもちましてボラ

のぞみの園支援活動等

日付	主な内容	
H23. 3.11	地震発生（14時46分）	
3.15	・厚生労働省より被災者（施設）の受入要請	
3.17	・厚生労働省より、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣要請	
3.18	・被災地ボランティア登録（職員31名）	
3.22	・被災地ボランティア派遣決定	
3.24	・福島県田村市（被災施設）へ職員派遣	第1班2名（3/24～4/1）
3.25	・厚生労働省より社会福祉法人友愛会の利用者の受入要請	・被災施設へ支援物資の提供
3.26	・福島県より社会福祉法人友愛会の利用者の受入要請	
3.27	・社会福祉法人友愛会の事務局3人の方がのぞみの園を見学（受入決定）	
4.1	・福島県田村市（被災施設）へ職員派遣	第2班2名（4/1～4/6）
4.15	・社会福祉法人友愛会を受入【利用者67名・職員等46名】	
5.10	・千葉県鴨川市（被災施設）へ職員派遣	第3班2名（5/10～5/21）
5.21	・ //	第4班2名（5/21～6/1）
	・被災施設へ支援物資の提供	
6.1	・千葉県鴨川市（被災施設）へ職員派遣	第5班2名（6/1～6/12）
6.12	・ //	第6班2名（6/12～6/19）
6.19	・ //	第7班2名（6/19～6/30）
8.1	・ //	第8班2名（8/1～8/7）
8.7	・ //	第9班2名（8/7～8/14）
8.14	・ //	第10班2名（8/14～/20）
9.1	・ //	第11班2名（9/1～9/8）
9.8	・ //	第12班2名（9/8～9/15）
9.15	・ //	第13班2名（9/15～9/22）
9.22	・ //	第14班2名（9/22～9/30）
11.7	・ //	第15班2名（11/7～11/14）
11.14	・ //	第16班2名（11/14～11/22）
H24. 3.31		

継
続
中

※この表は、平成24年3月31日までの対応状況であり、その後も東日本大震災に関する支援活動等について継続して行っております。

ンティアからの報告は、終了させていただきます。ボランティア活動につきましては、職員三十二人（全十六班）・延べ百四十三日間に亘り活動を行いました。

なお、当法人の職員がボランティア活動を行っていましたが、千葉県鴨川市（鴨川青年の家）に避難されていた施設（社会福祉法人福島県福祉事業協会）の利用者及び職員の皆様におかれましては、平成二十三年十一月二十三日の第一陣を皮切りに、平成二十四年二月十一日までに全ての方が、福島県内の仮設施設等に帰ることができました。約十カ月に亘り家族と離れた集団生活は終わりましたが、元の施設に戻るにはまだまだ時間がかかりそうです。

のぞみの園としては、今後も国等からの要請があれば応えていくとともに、被災地等への支援活動にできる限り積極的に取り組んでまいります。



（総務部総務課総務係長

富田 候之

被災地ボランティア 第13班

平成23年9月15日～9月22日
鴨川市



生活支援部自立支援課
しらば 寮生活支援員
真下 朋史
生活支援部特別支援課
ひなげし 寮生活支援員
峯岸 一馬

私達はボランティアとして、知的障害者の支援を別の

た。

法人から派遣された二人の職員と四人体制で勤務に就くことになりました。勤務形態は、早番（六時三十分～十五時三十分）と遅番（九時三十分～十八時三十分）の二交替で二人ずつに分かれ、主に日中活動の支援を行うとともに、歩行が困難な方のトイレや食事への誘導、手洗い・食事介助と見守り、食後の歯磨き、日中活動を行うデイルームや居室・トイレ等の清掃、一日四回提供されるティータム支援、隔日の入浴介助などのさまざまな生活支援を行いました。

日中活動に関しては、TV観賞や折り紙等の簡単な活動を職員と共に行うこともありました。私達派遣職員との会話を楽しんでもらうという寄り添い支援が時間的・精神的な余裕を持つて充分に行えたことが大きな成果だったと感じております。また、派遣期間中に一度だけ施設内の体育館を利用する機会があり、バドミントンやボール遊びを楽しみ、利用者の皆さんと一緒に気持ちの良い汗を流すことができました。

提供することを心掛けたことで、利用者に寄り添い、相手の希望や感情を汲み取る支援の大切さを改めて学ぶことができました。

今回のボランティア活動を通して、災害等の非常時においても、生活を送る居住空間におけるハウスキーピングの重要性を実感しました。

安心してゆとりある生活を

被災地ボランティア 第14班

平成23年9月22日～9月30日
鴨川市



生活支援部自立支援課
こば 寮生活支援員
大塚 雅人
就労支援部就労支援課
就労移行係長
斎藤 博文

送るために、日々の清掃や環境整備、設備の点検等の援助を継続することは基本的なこととは言え極めて重要な支援であり、そのうえで、一つひとつの活動を通して、「楽しい」や「嬉しい」といった感情を共有できるような支援を目指して行きたいと思いを

鴨川青年の家では、福島県福祉事業協会の各施設が限定された居住空間で苦渋の避難生活をされていきました。また、障害の重い一部の方々に限っては、避難所での生活が困難なため、千葉県内の施設でショートステイを利用していました。

半年を超える避難生活の中では、やむをえない事情ではあります。まずリスク管理を基本に支援の構築がされていきました。例えば食事場面で

も厳しいものであることを感じました。私達ボランティアができることは、一日一日が明るく張り合いが持てる生活であるよう支援していくことと思われました。日中活動がほとんど組めないなか、余暇支援が日中活動の中心になり、少しでも笑顔が見られるよう話し相手になることに努め、オセロ・トランプ・ボールなどに興じ、自閉的な利用者の支援としてはジグソーパズルと一緒に楽しみました。私達が訪れていた期間は救援物資の搬入、慰問会、近隣施設とのサッカー交流会など、各方面からの暖かい支援が行われ、避難生活におけるメンタル面での一助になっていたと思います。

ボランティア活動を通して、障害を持つ方々への政策の遅れを痛感すると共に、地震などの被災時等どんな状況下でも最良の支援ができるよう、個々の特性を日頃からきちんと把握しておくことの大切さを学びました。また、避難生活ではリスク管理が優先されがちですが、精神的なケアも重要であると感じ、特に重度の方々の余暇支援の研究も必要があると思いました。



被災地ボランティア 第15班

平成23年11月7日～11月14日
鴨川市



生活支援部自立支援課
くろまつ 副 寮長

福本 安雄

生活支援部特別支援課
すぎ 寮生活支援員

四方田武瑠

私達が、ボランティアに参加したのは、被災されてから八カ月ということもあり、ボランティアの受け入れ体制も定着し、就業時間、仕事内容もしっかりと決まり動きやすい状態になっていました。

その反面、利用者の方々は、限られた空間での生活、また、食事時間や入浴時間など楽しみたい時間の制約などによるストレスが大きくなっていくように感じました。そのため、私達も先発班の方々と同じように、利用者の方々に少しでも多くの笑顔が作り出せるように、一緒に生活する中で、働きかけを行いました。

その中で、前回のボランティアの方々への報告、また、一緒に参加した職員の仕事ぶりを見て、同じ職場で働く者として、若い方々の頼もしさを強く感じました。

また、職員の方々も被災、

避難を余儀なくされ、そのため、多くの職員の退職があり、職員の大半が、非常勤職員、派遣職員になってしまい、その中で、より質の高い支援を行っていくかなくてはいけないという使命感が、重いプレッシャーになっていくようでした。そのような利用者の支援を支える職員の心のケアを考へることも重要なことだと感じました。

防災を考えていく上で、私達は、日頃より年一回の法人全体での総合防災訓練、また、各部単位での避難訓練が行われています。実際、平成二十三年九月には、大雨により園内の一部の道路が崩落し、その後の台風十五号に備えて一時、二つの寮が法人内にあるゲストハウスや治療訓練棟へ避難しました。備えあれば憂いなし。あの時は、やりすぎだったね」と笑い話

被災地ボランティア 第16班

平成23年11月14日～11月22日
鴨川市



生活支援部活動支援課
日中支援I係主任

追川 喜子

生活支援部自立支援課
うめ 寮生活支援員

毛呂 憲治

東日本大震災から、約八カ月が経過した、十一月中旬の九日間、避難所へのボランティアに参加しました。

派遣職員の業務内容も確立されて、前班からの引き継ぎ、他施設から参加しているボランティアとの情報交換等を行い支援にあたりました。

活動内容は職員のサポートと利用者の日中活動のサポートでした。余暇時間の見守りや話し相手など、利用者と関わる時間を多く持つことが出来るので、楽しい時間を共有出来たことを嬉しく思いました。

避難されて月日が経ち、利用者もここでの生活にだいぶ慣れて、安定しているように感じる場面もありましたが、その一方で「福島に帰る」と

いう強い気持ちも窺えました。昨年十一月二十三日には一部の利用者が、福島に帰られました。私たちが配属された施設も今年の一月三十日には仮設施設の引き渡しが行われ、二月中には福島に帰ることが決定されたようでした。福島県に帰っても地元に戻れるわけではなく、現状と同じような生活になると伺っています。ボランティア派遣の要請も出来ないよう、また新たな問題も浮上してきているのではないかと懸念されます。

今回の大震災の教訓として、災害時には職員一人ひとりが慌てずに適切な行動をとることが重要だと思います。実際、のぞみの園が災害にあ

になるぐらいが、日頃の準備やその場での対応は、丁度良いのではないのでしょうか。

ボランティア最終日、二月

中には福島の方に帰ることができるとの朗報をお土産に高崎に帰ることが出来ました。

Column



のぞみの園の名前に因んで、ニュースレターやパンフレットの片隅に、小さく掲載している“ミニつるバラのぞみ”が園内3カ所に植栽してあります。

ミニつるバラ
“のぞみ”

“のぞみ”という名は、戦後日本への引き揚げ途中に幼くして亡くなった少女の名前から、平和への思いを託して名付けられました。6月頃には、桜のようなかわいい花をつけてくれる予定です。(花言葉：愛 温かな心)

い、避難生活を強いられることになったらと考えると、常日頃から受け入れ先を確保しておけるシステム作りが重要と感じました。

また、限定された環境で支援にあたる職員のメンタル面においても、職員が追いつめられないためのケアが必要だと感じました。

最後に階段の踊り場に『ふくしまにかえる』と折り紙で折られた「かえる」と折り紙でた文字が、本当の気持ちなのだろうと思いが熱くなりました。

障害者支援施設への 援助・助言について

のぞみの園では、全国の障害者支援施設や障害関係事業所、さらには行政機関等からさまざまなお問い合わせをいただいております。

今回は、平成二十三年度における全国からの問い合わせによる援助・助言の中から、のぞみの園の職員が講演者として対応した講師派遣についてご紹介いたします。

平成二十三年十二月末日までに十四件の講師派遣を行いました。

その内容は、自立支援法(法制度)に関するものが一件、罪を犯した知的障害者に関するものが四件、発達障害に関するものが四件、その他が五件となっております。北海道や沖縄県にも講師として招かれています【表1・表2】。

次に、講師派遣のテーマと

表1 講師派遣における講演内容(%)

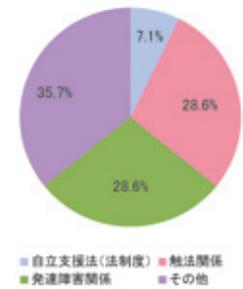


表2 講師派遣における地域別の状況(%)

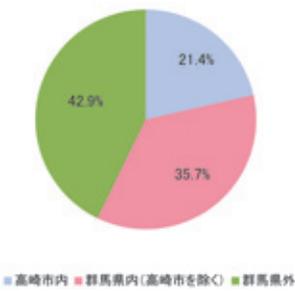
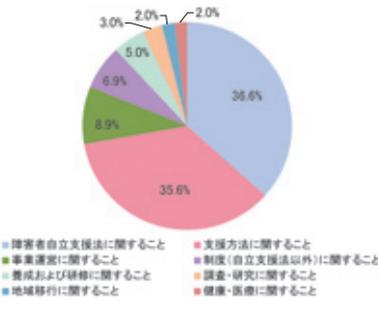


表3 援助・助言の問い合わせ内容(%)



具体的内容の一部ですが、簡単にご紹介いたします。

***自立支援法(法制度)に関すること**

個別支援計画におけるニーズの整理および計画の立案、評価等の手法、さらには障害者自立支援法における高齢知的障害者の利用サービス等についての講演。

***罪を犯した知的障害者に関すること**

矯正施設を退所し福祉の支援を必要とする知的障害者の受け入れ手順、個別支援計画の立て方と必要な支援やその支援を行う時の考え方、罪を犯した要因の分析とその要因軽減のための支援技術およびのぞみの園で展開している自活訓練ホームや地域移行への取り組み等についての講演。

***発達障害に関すること**

医療的側面から発達障害についての医学的な概要、診断基準・評価と実際の援助や治療、さらには家族等に対するサポートの必要性についての具体的事例を交えての講演。

***就労支援に関すること**

就労面を中心に発達障害者の特徴と企業が求める人材、知的障害を合併している発達障害者の就労に向けた支援、最近の相談支援と生活状況、就労相談の流れ等についての講演。

日本における知的障害者の就労支援として、労働・雇用の状況や社会保障の各種制度の概要、障害者雇用促進の仕組みと社会福祉による障害者就労支援等についての講演。

***その他に関すること**

重度知的障害者の摂食・嚥下障害の支援として、反芻・

丸呑み・早食い等の対応について実際の支援方法を交えた講演。

このように講演内容としては、障害者自立支援法における個別支援計画、罪を犯した知的障害者の方への支援、発達障害の方への支援のいずれも障害福祉サービスとは関わりの深いものとなっております。さらには、就労、行動障害、重症化にともない医療的配慮等の支援を必要とする知的障害者への支援等についても現在の障害福祉サービスと密接な関係があるものばかりです。

このようなことに関しまして講演等の依頼がございましたらお問い合わせをいただければと思います。なお、講演依頼につきましては、現在も対応しているものや平成二十四年度の依頼として既にお問い合わせいただいているものもあります。

また、平成二十三年十二月末日までの、全国からの問い合わせによる援助・助言については百一件あり、表3のような内容となっております。

援助・助言の内訳としては、障害程度区分認定や障害福祉サービス等についての障

害者自立支援法に関することが三十七件(三六・九割)、個別支援計画や利用者のアセスメント方法等の支援方法に関するものが三十六件(三五・六割)、事業運営に関するものが九件(八・九割)、その他自立支援法以外の制度や養成および研修に関することなどが十三件(一一・九割)となっております。

具体的な内容については、紙面の都合上お伝えできませんので、次回以降のニュースレターにて機会がありましたらお伝えしたいと考えております。



(事業企画部事業企画・管理課 事業企画係長 米本 哲也)

ばと思っております。どうぞ、お気軽にご利用ください。

**重度・高齢知的障害者の
地域移行プロセスへの支援指針を作成しました!**

【重度・高齢知的障害者の地域移行プロセスへの支援指針】

**地域移行を推進するための
職員ハンドブック**

国立のぞみの園における地域移行の実践を通して得られた基本的な考え方や留意すべき事項、効果的な方策などをわかりやすくまとめました。

【職員全体の基盤統一】【利用者への働きかけ】【保護者への働きかけ】【自立生活へのアプローチ】などの最初の取り組み手法や【長期的なプロセス】【移行後のフォローアップの在り方】などを具体的に取り扱います。さらに、のぞみの園が取り組んできた104例の具体的な事例を豊富にQ&Aも掲載しております。これから、地域移行を実行される方々の参考指標となれば幸いです。ぜひ、この機会にご購入をお勧めします。



価格 1,000円 (送料、消費税込み)
●A4判 ●108頁

目次

1 前 言 「地域移行を推進するための取組むこと」

2 1. 基本理念 理念の確立

3 2. 基本方針 基本方針の策定

4 3. 基本理念・基本方針の策定

5 4. 基本理念・基本方針の策定

5 5. 基本理念・基本方針の策定

6 6. 基本理念・基本方針の策定

7 7. 基本理念・基本方針の策定

8 8. 基本理念・基本方針の策定

9 9. 基本理念・基本方針の策定

10 10. 基本理念・基本方針の策定

「紀要第4号」の発刊について

当法人の調査研究をまとめた『紀要』も今年で第4号になりました。毎年、知的障害児者の福祉や医療、心理等様々な側面から、実践に則した調査研究を実施しています。平成22年度に実施した調査研究は目次の通り12テーマです。矯正施設等を退所した知的障害者を支援する職員研修プログラム開発に関する調査研究と在宅の行動障害のある障害者が必要とするサービスに関する調査研究については2つのレポートに分けてまとめました。その他、合計14のレポートを掲載しました。購入を希望される方は、研究係までご連絡ください。



価格 700円 (消費税、送料込)

【目次】

- 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査研究
(その1) 障害者支援施設における矯正施設等を退所した知的障害者等の受入れ・支援の実態及び職員研修についての調査研究
(その2) 障害者福祉施設における矯正施設等を退所した知的障害者等の職員研修についての調査研究
- 知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについての調査・研究
(その1) 障害児者が利用する移動支援事業の実態に関する研究
(その2) 行動障害のある知的障害児者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスに関する研究
- 重度知的障害者施設における相談援助実習のプログラム開発に関する基礎的研究 国立のぞみの園モデル構築に向けて
- 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究
- 海外における知的障害者入所施設からの地域生活移行の現状と課題に関する研究
- 重度知的障害者の地域移行に向けた取り組み
地域移行に向けての地域生活体験プログラム作成と実践
- 精神科病院に入院していた知的障害者に対する効果的な支援に関する研究
- 知的障害者用認知症判別尺度日本語版 (DSQIID) の信頼性・妥当性の検証
- 認知症がある知的障害者への支援
- 兄弟事例による障害特性の比較検討
PTSDの治療経過を通して
- 高齢重度知的障害者におけるクエン酸ネブライザーによる咳テストの有効性の検討
- 知的障害者(児)における反芻習癖に関する検討

「摂食・嚥下の基礎知識」の発刊について

価格 600円 (消費税、送料込)



当法人では、食事支援に関する知識・技術の普及を重要課題と捉え、2008年4月に「摂食・嚥下チーム」を設置し、さらに「摂食・嚥下の基礎知識編集委員会」を設置して、この小冊子の発刊にあたりました。

摂食・嚥下の問題に関わりを持つ、障害者支援施設等で働く方々にご活用いただき、それが利用者の皆さんのQOLの向上につながることを期待しています。販売をしておりますので、ご興味がある方はお申し込みください。

編集事務局からお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転等により、住所や送付先名の変更があった場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局あてにご連絡をいただけますと幸いです。

また、平成24年4月より『ニュースレター』のメール配信を行っております。ご希望の方は、info_center@nozomi.go.jp まで、配信先のアドレスをご連絡ください。PDFファイルのダウンロードアドレスをお知らせするように致します。なお、メール配信をご希望された場合は、今までの郵送での配付はいたしませんのでご承知ください。

お忙しい中、お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

「ニュースレター」のバックナンバーは、ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> でご覧いただけます。ご関心を持たれる方はぜひご覧ください。



ミニつるバラのぞみ

あきらめない支援

行動問題をかかえる利用者に対する
入所施設における実践事例集

- 他の利用者の些細な振る舞いが気に入らず突き飛ばしてしまう
- 興味のあるゴミを見つけたと車が通っていても拾いに行こうとしてしまう
- 調味料や洗剤を飲み干してしまう

このような行動が頻繁に見られる利用者には、快適な生活を保障するためには・・・。

目次

実践事例集に登場する6人のエピソード

実践のポイント1: 4つの基本戦略

事例01: ちよっとしたことがきっかけでパニックになるAさん

実践のポイント2: 余暇と自立課題

事例02: 毛布とお風呂が大好きなBさん

実践のポイント3: 意味ある活動とスケジュール

事例03: ちよっとした時間にいるなちの口にするCさん

実践のポイント4: 継続的なアセスメント

事例04: 楽しいおしゃべりが止められないDさん

実践のポイント5: 職員のチームプレイとその背景

事例05: 水分補給に強いこだわりをもつEさん

事例06: 扉を強く叩いて職員に意思表示しようとするFさん

数年にわたる取り組みの中で驚き・喜び・成果が生まれないうらいなど、多くの物語をたくさん詰めた1冊となっております。快適な生活を送れる知的障害者がたくさんいることを、私たちは信じています。



価格1,000円(送料・消費税込み)

お問い合わせ・お申し込み

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2

研究部 研究課 研究係 TEL.027-320-1445 Fax.027-320-1391

【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール webmaster@nozomi.go.jp

【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1613 (総務部)

FAX 027-327-7628 (直通)

Eメール info_center@nozomi.go.jp



本紙は、「水なし印刷」「大豆油インキ」「古紙配合率70%再生紙」を使用しています。